

亀岡市水道事業給水条例に基づく
配水施設等工事施行許可申請の手引き
Ver.1.0

令和5年4月

亀岡市上下水道部 水道課

目次

1 本手引について

- (1) 本手引の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 配水施設等工事施行許可について・・・・・・・・・・ 1
- (3) 申請手順(フロー図)・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 基本事項

- (1) 協議等の日程調整・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 設計業者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 施工業者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 設計・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) 占用協議・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (6) 給水管・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (7) 消火栓・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (8) 断水工事・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (9) 配水施設等工事施行許可の内容を変更する場合・・・・・・・・ 4
- (10) 地元等調整・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (11) 配水管技能者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (12) 不要となる管路の撤去について・・・・・・・・・・ 5

3 配水施設等工事施行許可申請について

- (1) 配水施設等工事施行許可事前協議及び
配水施設等工事施行許可申請について・・・・・・・・ 6
- (2) 工事着手前書類について・・・・・・・・・・ 9
- (3) 道路占用申請依頼書について・・・・・・・・・・ 11

4 配水施設等工事施行変更許可申請について

- (1) 配水施設等工事施行変更許可申請について・・・・・・・・ 13

5 工事完了・帰属について

- (1) 工事完了届等について・・・・・・・・・・ 15
- (2) 配水施設等帰属申出書について・・・・・・・・・・ 17

参考資料 様式集・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

1 本手引について

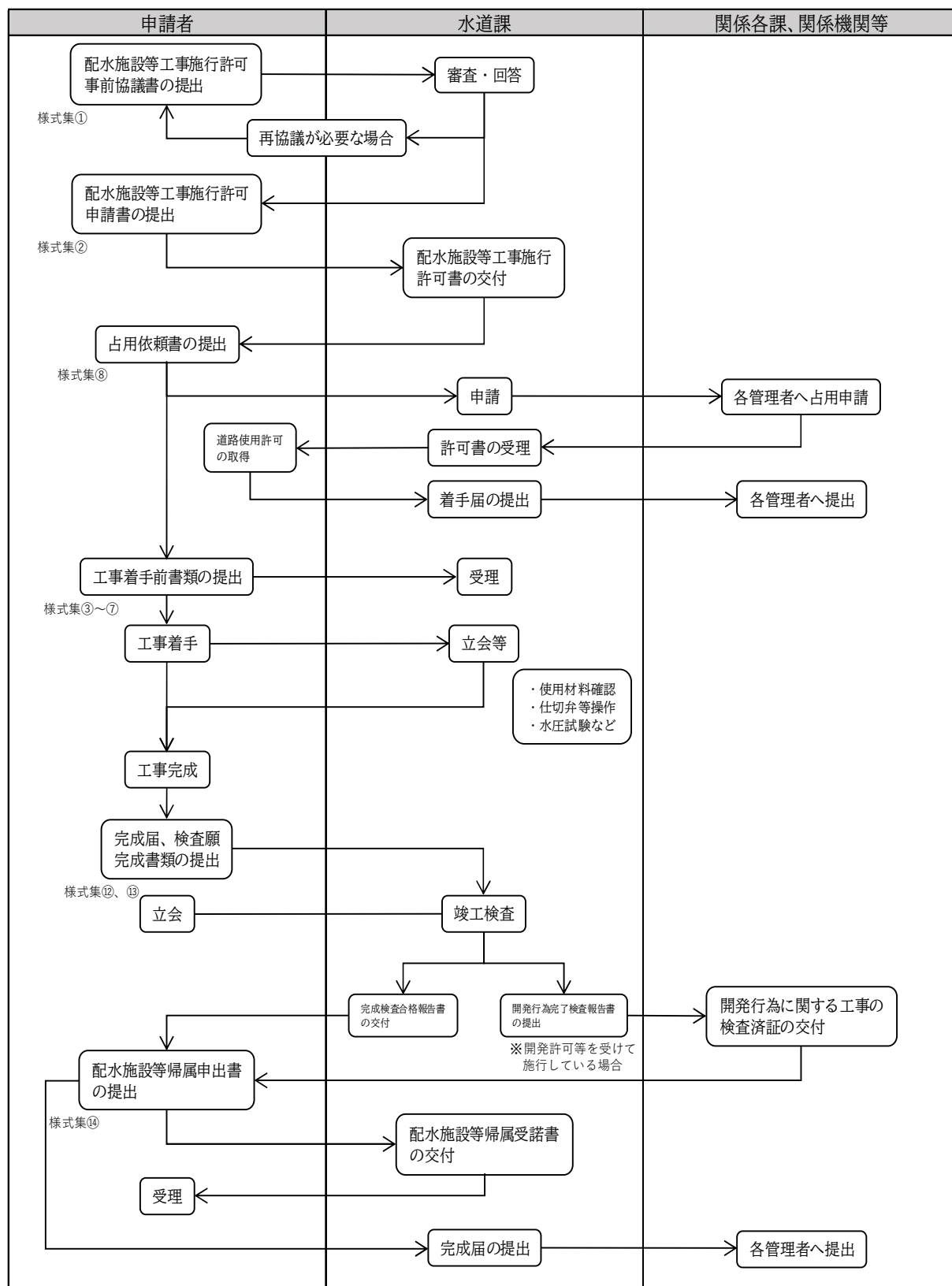
(1) 本手引の目的

本手引は、亀岡市水道事業給水条例第6条第2項ただし書に基づく配水施設等工事施行許可申請について、申請の手順・必要書類及び注意事項等をまとめたもので、申請手続きの円滑な事務処理にご活用いただくことを目的としています。

(2) 配水施設等工事施行許可について

給水の引込みを行う目的で配水施設等の設置が必要な際に、亀岡市水道事業給水条例第6条第2項ただし書に基づき亀岡市上下水道部水道課（以下「水道課」という。）に申請し許可を得ることで、申請者にて配水施設等工事の施行ができます。なお、申請・設計及び施工に際しては本手引の他、「水道法（昭和32年法律第177号）」「水道施設設計指針（厚生労働省）」「水道管路設計指針（亀岡市）」「標準仕様書（亀岡市）」「亀岡市給水装置工事施行基準」及びその他関係法令に従う必要があります。

(3) 申請手順（フロー図）



※都市計画法に基づく開発行為等が伴う場合は、上記フローよりも前に都市計画法及び条例に基づく協議等が必要なことに留意してください。

2 基本事項

(1) 協議等の日程調整

配水施設等工事施工許可の事前協議・申請書の提出等は事前に連絡し日程調整をしたうえで行って下さい。

連絡先：水道課計画係 TEL：0771-56-9303

(2) 設計業者の選定

水道施設の計画及び実施設計は、水道施設の設計の資格を有する実施設計業者が設計してください。ただし、口径50mm以下の配管となる場合は、下記(3)の水道施設の施工業者が設計することができます。

(3) 施工業者の選定

施工業者は、亀岡市指定給水装置工事業者、かつ、本市が定める水道施設工事に係る入札参加資格を有する業者とします。また、各業者に付された格付け（等級A、B、C）にそれぞれ定められた対象工事金額が、配水施設等工事の工事費（工事価格に消費税相当額を加算した額）と比較して、同額以上となるものの中から選定してください。

※上記業者の一覧は亀岡市役所1階市民情報コーナーにて閲覧可能です。

(4) 設計

水道施設の設計については、本手引の他、「水道法（昭和32年法律第177号）」「水道施設設計指針（厚生労働省）」「水道管路設計指針（亀岡市）」「標準仕様書（亀岡市）」「亀岡市給水装置工事施行基準」及びその他関係法令を基に設計してください。なお、上記による設計が困難である場合や、現場の状況により設計どおりの施工ができなくなった場合は、水道課と協議・立会いの上で施工方法を決定します。

(5) 占用協議

配水施設等工事施行許可申請までに、亀岡市が行う占用申請に必要となる協議を各管理者と行い、協議内容を図面に反映し配水施設等工事施行許可申請を行ってください。なお、府道占用及び国道占用に係る協議については必要に応じて水道課も協議に同席いたします。

占用申請に必要となる書類（図面、同意書、協議録、水理計算書等）は申請者にて作成及び調達し、占用申請依頼時に水道課へ提出してください。

(6) 給水管

配水管の口径を決定するために、事前に予定建築物（共同住宅、工場等）に引込む給水管の口径を確定する必要がある場合は、亀岡市上下水道部お客様サービス課と協議して給水管の口径を確定してください。給水管は、「亀岡市給水装置工事施行基準」に基づき設計・施工してください。

(7) 消火栓

消火栓設置の要否については亀岡消防署との協議により決定してください。

消火栓は原則として60 m³/h、1 m³/minの水量が確保できる設計としてください。なお詳細な設計事項については、水道管路設計指針を参照してください。

(8) 断水工事

施工に際して断水が必要な場合は、申請者にて周辺住民へ工事内容、断水期間及び断水に係る注意事項について十分に説明してください。

断水工事を行う日程は、断水工事を行う7日前までに水道課と協議して決定してください。なお、断水日の翌日が土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までとなる日程に断水工事を実施しないようにしてください。

(9) 配水施設等工事施行許可の内容を変更する場合

許可内容に変更が生じた場合は、打合せ簿（様式集⑪）を交わし変更内容について水道課の承諾を得てください。その後、変更許可申請をして変更許可書の交付を受けてください。

(10) 地元等調整

施工に伴い必要となる地元等との調整は申請者にて行ってください。

申請者と地元等との間に紛争が生じた場合、水道課は一切関与いたしませんので、申請者において処理解決してください。

(11) 配水管技能者の資格

配水管技能者の資格は次の表のとおりとし、着手届の提出時に有資格者専任届と共に資格証等の写しを提出してください。

配置対象工事	配水管技能者の資格	登録等の区分
500 mm未満のダクト イル铸铁管耐震継手管 (GX 形管、NS 形管等) を含む工事	公益社団法人日本水道協 会の配水管技能者登録	「耐震継手」
	一般社団法人日本ダク タイル鉄管協会の継手接合 研修会受講証を有する者	「耐小」(耐震管φ450 以下)

500 mm以上のダクト ル鋳鉄管耐震継手管 (GX 形管、NS 形管等) を含む工事	公益社団法人日本水道協 会の配水管技能者登録	「大口径」
	一般社団法人日本ダク タイル鉄管協会の継手接合 研修会受講証を有する者	「耐大」(耐震管φ500 以上)
水道配水用ポリエチ レン管を含む工事	配水用ポリエチレンパイ プシステム協会の配管施 工講習会(配水管用)の受 講修了者又は旧団体(「水 道用ポリエチレンパイ プシステム研究会」「配水用 ポリエチレン管協会」)の 施工講習会の受講修了者 また、これと同等のメーカ ー(積水化学工業(株)、(株)ク ボタシーアイ)が実施する 講習会を受講し、受講証を 取得した者	

(12) 不要となる管路の撤去について

新たに配水管を布設することで、不要となる配水管及び給水管が生じた場合は、申請者にて不要となる配水管及び給水管を撤去してください。

不要となる給水管については、給水管の根本のサドルを閉めて撤去してください。

なお、撤去状況の写真は必ず撮影し、完成書類と一緒に提出してください。

3 配水施設等工事施行許可申請について

(1) 配水施設等工事施行許可事前協議及び配水施設等工事施行許可申請について

新たに給水の引込をするために配水本管の整備が必要となり、かつ、給水装置工事の申込者にて配水本管の工事を施工する場合、亀岡市水道事業給水条例施行規程第8条第1項及び第2項に基づく協議及び許可申請が必要となります。

上記にて定められた協議、許可申請に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、各**2部**作成し、水道課に提出してください。

※各書類の作成に係る注意事項については次ページ参照

◇必要書類一覧表

書類の名称	様式
配水施設等工事施行許可事前協議書（第6号様式） 配水施設等工事施行許可申請書（第5号様式） ※1	様式集①、②
施工計画書	
交通規制図	
工事価格が確認できる資料	
位置図	
配管平面図	
配管詳細図	
配管横断図、配管縦断図	
掘削断面図	
給水標準図	
仕切弁室標準図	
舗装展開図	
仮設配管図	
現況写真	
土地登記事項証明書、公図（写しでの提出可）	
水道管私有地埋設承諾書（第3号様式） ※2	様式集⑮
その他管理者が必要と認める図書	

※1 押印不要。第6号様式による事前協議が完了してから第5号様式による許可申請となります。

※2 以下の場合に提出が必要です。

- ・配水本管の埋設箇所が私有地である場合
- ・給水管の埋設箇所が申請者と異なる場合（都市計画法の開発許可を得ている場合は除く）

配水施設等工事施行許可事前協議申請及び配水施設等工事施行許可申請の作成にあたっての注意事項

書類の名称	作成にあたっての注意事項
配水施設等工事施行許可事前協議書 配水施設等工事施行許可申請書	・事前協議書の宛先は「亀岡市上下水道部水道課長」、許可申請書の宛先は「亀岡市長」で申請 ・配水管布設総延長には実測延長の合計を記入すること ・工期は本舗装も含めた工期を記入 ただし、都市計画法の開発許可申請にて許可を得た工事の場合は開発許可申請における完了予定時期を工期とすること
施工計画書	・施工方針、施工方法、施工管理方法、安全管理方法、緊急時の対策、交通管理、環境対策、建設副産物の処理、その他必要となる事項を記入すること
交通規制図	・規制に伴い使用する看板の種類や配置、ガードマンの配置が確認できるようにすること ・全面通行止めとする場合は迂回路の明記をすること
工事価格が確認できる資料	・本手引３ページ（３）に基づく選定ができているかを確認する資料 ・積算書、見積書、契約書（写し）等により工事価格を示すこと
位置図	・工事箇所を旗揚げ等により明示
配管平面図	・平面延長と実測延長が異なる箇所は（）内に実測延長を記入すること ・既設管と新設管の見分けがつくように、新設管を赤線で表記すること（撤去管を図示する場合は黄色で表記） ・撤去・移設する給水管について、その旨が確認できるように旗揚げをすること
配管詳細図	・フランジ継手は GF、RF を明記すること ・ライナ、G-Link、P-Link の使用箇所が確認できるようにすること

配管横断面図 配管縦断面図	・他の埋設物との離隔を明記（30 cm以上確保すること） ・他の埋設物、構造物を下越しする箇所については、必ず図面を作成すること
掘削断面図	・埋設する道路の舗装構成を確認したうえで作成すること ・掘削幅は原則 60 cm以上とすること ・埋設標識シートの埋設深さを明記すること
給水標準図	・「亀岡市給水装置工事施工基準」を参照し作成すること ・道路側溝との離隔が 30 cm以上確保されることを図示若しくは明記すること
仕切弁室標準図	
舗装展開図	・事前に道路管理者と協議して作成すること ・本舗装を開発業者にて行う場合は、その旨を平面図に記入すること（ただし仮舗装が必要な場合は仮舗装範囲を明記すること）
仮設配管図	・仮設配管が必要な場合に添付すること ・仮設配管の平面図、詳細図、掘削断面図を添付すること
現況写真	・3 方向以上から撮影し、既設配管と計画配管を明示すること
土地登記事項証明書、公図	・写しでも可 ・管を埋設する箇所は全筆必要（本管、給水ともに必要）
水道管私有地埋設承諾書	・建築基準法上の道路で、かつ、私有地である土地に埋設する際に必要（単なる私道に埋設することは認めない。） ・私有地所有者の押印が必要（事前協議申請の際は押印なしで提出し記載内容を確認する。）
その他管理者が必要と認める図書	・計画内容により水理計算書を添付する必要がある ・申請場所によっては給水に必要な水圧を確保できるか確認するため地盤高を確認する資料を求める場合あり

(2) 工事着手前書類について

配水施設等工事施行許可日から、工事を着手するまでに提出が必要な図書は次のとおりです。

使用材料承諾願のみ**2部**、他の図書については1部作成し水道課に提出してください。

※各書類の作成に係る注意事項については次ページ参照

◇必要書類一覧表

書類の名称	様式
着手届 ※1	様式集③
有資格者通知書 ※1	様式集④
現場代理人通知書 ※1	様式集⑤
道路使用許可証（写し）	
承諾願 ※1	様式集⑥
使用材料確認願 ※1	様式集⑦

※1 押印不要

工事着手前書類の作成にあたっての注意事項

書類の名称	作成にあたっての注意事項
着手届	
有資格者通知書	・ 給水装置工事主任技術者証の写しを添付 ・ その他、工事内容に合わせて本手引き 4 ページに記載の配管技能者の資格等の写しを添付
現場代理人通知書	
道路使用許可証（写し）	・ 道路占用の許可後に申請者にて道路使用許可の申請をすること
承諾願	・ 使用する材料の承認図を添付 ・ 承諾材料を一覧にまとめた表を添付（品名、規格、製造業者を明記）
使用材料確認願	・ 材料検査にてチェックする材料の一覧表を添付し、搬入個数及び製造年月日をチェックできるようにすること

(3) 道路占用申請依頼書について

道路占用申請依頼に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、市道占用及び府道占用の場合は5部、法定外公共物占用の場合は4部作成し、水道課に提出してください。国道占用においては電子データでの提出をお願いします。

※府道占用、国道占用については申請前に道路管理者と事前協議する必要があります。(事前協議には必要に応じて水道課も同席します。)

※各書類の作成に係る注意事項については次ページ参照

※下記以外の占用行為がある場合は、別途必要書類を指示します。

◇必要書類一覧表

書類の名称	市道	法定外 公共物	府道	国道	様式
道路占用申請依頼書 ※1	○	○	○	○	様式集⑧
交通規制図	○	○	○	○	
位置図	○	○	○	○	
配管平面図	○	○	○	○	
配管詳細図	○	○	○	○	
配管横断図	○	○	○	○	
掘削断面図	○	○	○	○	
給水標準図	○	○	○	○	
仕切弁室標準図	○	○	○	○	
舗装展開図	○	○	○	○	
現況写真	○	○	○	○	
公図	×	○	×	×	
法定外公共物埋設承諾書	×	○	×	×	様式集⑨
埋設物調査表	×	×	×	○	
工程表	×	×	×	○	
緊急連絡先	×	×	×	○	
水理計算書	×	×	×	○	
その他管理者が必要と認める図書 ※2	△	△	△	△	

※1 押印不要

※2 道路管理者等から提出指示があった場合のみ添付

道路占用申請依頼書の作成にあたっての注意事項

書類の名称	作成にあたっての注意事項
道路占用申請依頼書	・ 占用面積を算出する際は、小数点第三位を四捨五入すること。
交通規制図	・ 使用する看板の種類や配置、ガードマンの配置が確認できるようにすること ・ 全面通行止めの際は迂回路を明記すること
位置図	・ 工事箇所を旗揚げ等により明示
配管平面図	・ 新たに占用する箇所、施設を赤色で明示 ・ 占用を廃止する箇所、施設を黄色で明示 ・ 新たに占用する給水管の延長を明示 ・ 占用を廃止する給水管の延長を明示 ・ 管路の外径も明記すること
配管詳細図	
配管横断図	
掘削断面図	
給水標準図	
仕切弁室標準図	
舗装展開図	・ 事前に道路管理者と協議して作成すること
現況写真	・ 3方向以上から撮影し、新たに占用する施設を赤色で、廃止する施設を黄色で明示すること
公図	・ 占用申請箇所を旗揚げ等により明示
法定外公共物理設承諾書	・ 承諾が必要な相手方を事前に道路管理者に確認すること
埋設物調査表	・ 下水道、ガス、電気、電話線、光情報ケーブル等の各管理者に埋設物の有無を確認し、協議内容を調査票としてまとめること ・ 協議内容を確認できる資料があれば添付すること
工程表	・ 本舗装復旧が完了するまでの工程表を添付すること
緊急連絡先	・ 災害事故発生時の緊急連絡体制が確認できる図書を添付すること
水理計算書	・ ドレン管から側溝に放水する際に、側溝から水が溢れないことを示す水理計算書を添付すること
その他管理者が必要と認める図書	・ 占用内容や工事箇所に応じて、道路管理者等から提出を求められる図書

4 配水施設等工事施行変更許可申請について

(1) 配水施設等工事施行変更許可申請について

配水施設等工事施行許可申請にて許可された内容を変更するときは配水施設等工事施行変更許可申請が必要となります。

変更許可申請に必要な図書は次のとおりです。

提出図書は、各**2部**作成し、水道課に提出してください。

※各書類の作成に係る注意事項については次ページ参照

◇必要書類一覧表

書類の名称	様式
配水施設等工事施行許可変更申請書 ※1	様式集⑩
位置図	
変更理由書	
変更に際して記載内容が変わった図書	
その他管理者が必要と認める図書	

※1 押印不要

配水施設等工事施行許可変更申請の作成にあたっての注意事項

書類の名称	作成にあたっての注意事項
配水施設等工事施行許可変更申請書	・変更前の項目は赤字、変更後の項目は黒字で記入すること
位置図	・工事箇所を旗揚げ等により明示
変更理由書	・変更が必要となった具体的な理由を明記
変更に際して記載内容が変わった図書	・変更箇所は赤字で明記すること ・図面に関しては変更前・変更後を添付し、変更後の図面にて変更箇所を赤字で明記 ・変更により工事価格が変わる場合は、変更後の工事価格が確認できる資料を添付すること
その他管理者が必要と認める図書	

5 工事完了・帰属について

(1) 工事完了届等について

工事が完了した際に提出が必要な図書は次のとおりです。

1 部作成し水道課に提出してください。

※各書類の作成に係る注意事項については次ページ参照

◇必要書類一覧表

書類の名称	様式
完成届 ※ 1	様式集⑫
検査願 ※ 1	様式集⑬
出来形図面	
竣工図	
給水管出来形図	
工事写真	
継手チェックシート	
水圧検査記録紙	
その他管理者が必要と認める図書	

※ 1 押印不要

工事完了届等の作成にあたっての注意事項

書類の名称	作成にあたっての注意事項
完了届	
検査願	
出来形図面	・出来形数値を赤字、設計数値を黒字の2段書きで標記した配管平面図を添付すること
竣工図	・出来形数値を記載した配管平面図、配管詳細図、配管横断図、配管縦断図を添付 ・仕切弁、消火栓、空気弁等の設置深さを一覧表にしたバルブリストを記載すること
給水管出来形図	・各給水管の出来形図を添付すること ・以下の延長を明記すること ○官民境界から止水栓 ○隣地境界から止水栓 ○本管から官民境界 ○給水管の土被り ○給水管と側溝との離隔
工事写真	・許可申請時に交付する標準仕様書、工事記録写真撮影基準に基づき撮影した写真を添付すること
継手チェックシート	・すべての継手のチェックシートを作成すること ・継手チェックシートにて使用した継手番号を確認できる図面を添付すること
水圧検査記録紙	・水圧検査範囲が確認できる図面を添付すること ・給水管の水圧検査記録については、記録区画がわかるようにすること
その他管理者が必要と認める図書	

(2) 配水施設等帰属申出書について

配水施設等工事施行許可を受けたものが当該工事の完了検査に合格したとき、
亀岡市水道事業給水条例施行規程第8条第4項に基づき配水施設等帰属申出書を
提出して、施設の帰属を行う必要があります。

配水施設等帰属申出書の提出時に必要な図書は次のとおりです。

※各書類の作成に係る注意事項については次ページ参照

◇必要書類一覧表

書類の名称	様式
配水施設等帰属申出書（第8号様式）	様式集⑭
出来形図、竣工図（電子データ）	
出来形図（道路管理者提出用）	
工事写真（道路管理者提出用）	
舗装に使用した材料に係る試験結果、材料承諾 ※1	
その他管理者が必要と認める図書	

※1 国道占用申請をした場合のみ必要

工事完了届等の作成にあたっての注意事項

書類の名称	作成にあたっての注意事項
配水施設等帰属申出書	・申請者の記名若しくは押印が必要 ・「帰属施設の概要」に記載する本管の延長は実測延長を記載すること ・「帰属施設の概要」には給水管の数量は記入しないこと
出来形図、竣工図（電子データ）	・CAD 及び PDF のデータが入った CD-ROM を提出すること
出来形図（占用完了届用）	・国道占用の場合は電子データにて提出すること ・国道占用以外の場合は3部提出すること
工事写真（占用完了届用）	
舗装に使用した材料に係る試験結果、材料承諾	・国道占用の場合のみ必要 ・電子データにて提出すること
その他管理者が必要と認める図書	

様式集

配水施設等工事施行許可事前協議書

年 月 日

(宛先)

亀岡市上下水道部水道課長

申請者 住 所

氏 名

TEL

担当者

(連絡先)

亀岡市水道事業給水条例第6条第2項ただし書の規定に基づき、下記のとおり配水施設等工事を施行したいので、関係書類を添えて事前協議を申請します。

施行に当たっては、水道法、亀岡市水道事業給水条例その他関係法令及び市の指示事項を遵守します。

なお、当該工事により設置した施設は、亀岡市に帰属することとします。

記

1	申 請 場 所	亀岡市
2	工 事 名	
3	工 事 の 目 的 (該当項目の□をチェック)	①宅地造成に伴う配水管新設・増径等 ☐ ②建築物の建築に伴う配水管新設・増径等 ☐ ③その他 () ☐
4	給水管引込口径及び引込数	φ × 戸
5	配 水 管 布 設 総 延 長	m
6	着 工 予 定 日	
7	完 了 予 定 日	
8	給 水 希 望 年 月 日	
9	配 水 施 設 等 設 計 業 者	
10	配 水 施 設 等 施 工 業 者	

11	設 計 概 要	既設連絡配水管口径 管種 ϕ 取出配水管口径及び取出方法 管種 ϕ (断水工法、不断水工法) 配水管口径及び布設延長 管種 ϕ × m 管種 ϕ × m 管種 ϕ × m その他附属施設 仕切弁 ϕ × 基 ϕ × 基 消火栓 ϕ × 基 空気弁 ϕ × 基 その他
12	添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 配水施設等設計図書（設計積算書、設計図面） (3) 施工計画書 (4) その他必要書類

配水施設等工事施行許可申請書

年 月 日

(宛先)
亀岡市長

申請者 住 所
氏 名
T E L
担当者
(連絡先)

亀岡市水道事業給水条例第6条第2項ただし書の規定に基づき、下記のとおり配水施設等工事を施行したいので、関係書類を添えて申請します。

施行に当たっては、水道法、亀岡市水道事業給水条例その他関係法令及び市の指示事項を遵守します。

なお、当該工事により設置した施設は、亀岡市に帰属することとします。

記

1	申 請 場 所	亀岡市
2	工 事 名	
3	工 事 の 目 的 (該当項目の□をチェック)	①宅地造成に伴う配水管新設・増径等 ☐ ②建築物の建築に伴う配水管新設・増径等 ☐ ③その他 () ☐
4	給水管引込口径及び引込数	φ × 戸
5	配 水 管 布 設 総 延 長	m
6	着 工 予 定 日	
7	完 了 予 定 日	
8	給 水 希 望 年 月 日	
9	配 水 施 設 等 設 計 業 者	
10	配 水 施 設 等 施 工 業 者	

11	設 計 概 要	既設連絡配水管口径 管種 ϕ 取出配水管口径及び取出方法 管種 ϕ (断水工法、不断水工法) 配水管口径及び布設延長 管種 ϕ × m 管種 ϕ × m 管種 ϕ × m その他附属施設 仕切弁 ϕ × 基 ϕ × 基 消火栓 ϕ × 基 空気弁 ϕ × 基 その他
12	添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 配水施設等設計図書（設計積算書、設計図面） (3) 施工計画書 (4) その他必要書類

着 手 届

年 月 日

亀岡市長

住 所

申 請 者

氏 名

令和 年 月 日付け 水 第 号で配水施設等工事施行許可のありました
下記工事について、着工しますのでお届けします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	亀 岡 市
設 計 概 要	給配水管布設工事 配 水 管 布 設 φ × m φ × m φ × m 給 水 引 込 φ × ヶ所 その他付属施設
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
施 工 業 者	所在地 名 称



年 月 日

有資格者通知書

亀岡市長

住 所

申 請 者

氏 名

令和 年 月 日付け、水第 号で配水施設等工事施行許可のありました、
下記工事について、有資格者を通知します。

記

工 事 名

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日 生 才

資 格 の 内 容



年 月 日

現場代理人通知書

亀岡市長

住 所

申 請 者

氏 名

令和 年 月 日付け、水第 号で配水施設等工事施行許可のありました、
に つ い て 、
を 現 場 代 理 人 と 定 め ご 通 知 致 し ま す 。

記

現 場 代 理 人 住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日 生 才

工事経験年数 年

承 諾 願

年 月 日

亀 岡 市 長

住 所
施 工 業 者
氏 名 (現場代理人)

下記の材料を使用したいので、承諾願います。

記

許 可 番 号	水第 号
工 事 名	
工事場所	亀 岡 市
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
名 称 及 び 規 格	別紙添付

監督員意見

☐ 承 諾

☐ 不承諾(理由)

令和 年 月 日

亀岡市 上下水道部 水道課 計画係 担当監督員

印

[illegible]

道路占用申請依頼書

亀岡市長

公道下給水装置工事に係る、道路法第24条及び第32条の規定による道路管理者への道路占用許可申請等について、下記のとおり依頼します。

年 月 日

依頼者 住 所
事業者名
代表者名
TEL

記

占用の場所	路線名			車道・歩道・その他
	場所			
占用の物件	名称	規格	数量	
			L= A=	
占用の期間	令和 年 月 日 許可日から 令和 年 月 日 まで 間	占用物件 の構造	別紙記載	
工事の期間	令和 年 月 日 許可日から 令和 年 月 日 まで 間	工事実施 の方法	請負施工	
道路の 復旧方法				
添付書類	位置図・平面図・配管図・横断図・掘削断面図・その他(交通規制図・写真)			
備 考	施工業者名 及び連絡先 電話			

道路占用依頼にかかる誓約

- 1 添付書類は、上下水道部担当者の指示に従って作成し、必要部数を提出します。
- 2 道路管理者から、占用方法及び図面等の変更について指示があったときは、申請依頼者において対応します。
- 3 事前に関係機関との連絡調整を十分行います。
- 4 瑕疵行為等の道路占用許可条件は、申請依頼者において責任を持って履行します。
- 5 公道下工事は、事前に上下水道部担当者で連絡・調整を行い、占用許可条件を遵守して施行します。
- 6 近隣住民に対して工事前に十分な説明を行い、近隣とのトラブルが生じないよう万全を尽くします。
- 7 工事中は安全管理に努め、万一、事故・近隣とのトラブル等が生じたときは、誠実に対応するとともに、速やかに上下水道部担当者に連絡します。
- 8 工事完了後は、速やかに上下水道部担当者に連絡します。
- 9 万一、この誓約に違反したときは、今後の道路占用申請依頼を拒否されても異存ありません。

道路占用延長・占用面積集計表

路 線 名	路線番号	廃止及び変更前		新規及び変更後	
		延 長	面 積	延 長	面 積
合 計					

道路占用延長・占用面積計算書(1)

		路線番号		路 線 名		
名	称	記 号	口径(mm)	外径① (m)	延長② (m)	面積①×② (㎡)
合 計	(廃止及び変更前) (新規及び変更後)					

道路占用弁栓ボックス数量集計表

路 線 名	路線番号	廃止及び変更前		新規及び変更後	
		仕切弁	消火栓	仕切弁	消火栓
合 計					

道路占用弁栓ボックス数量計算書（１）

				路線番号 路 線 名			
名 称	形状寸法	個 数		名 称	形状寸法	個 数	
合 計	廃止・変更前 新規・変更後			合 計	廃止・変更前 新規・変更後		

法定外公共物埋設承諾書

年 月 日

亀岡市長

住所

氏名
印

(TEL
)

下記法定外公共物について、上水道配水管布設及び、公道下給水装置工事を下記事項で埋設、並びに修繕等補修工事の施工について承諾します。

記

1. 布設場所

2. 占用物件

- | | | | |
|-----------|--------|----|----------------|
| ①口 径 (管種) | ϕ | | (外径 mm) |
| ②延 長 | ϕ | L= | m |
| ③面 積 | ϕ | A= | m ² |

3. 使用期間

許可日から物件の存続する間

4. 土地使用料

無 償

5. 復旧の方法

原形復旧

6. 承諾内容の継承

占用を承諾した土地の所有権を他人に譲渡する場合には、その譲受人に対し、この承諾の内容を継承させる。

配水施設等工事施行許可変更申請書

年

月

日

(宛先)

亀岡市長

申請者

住 所

氏 名

T E L

担当者

(連絡先)

亀岡市水道事業給水条例第 6 条第 2 項ただし書の規定に基づき申請して、令和〇年〇月〇日
 付け許可番号〇水第〇〇〇〇号で当初許可を受けた配水施設等工事について別紙理由書のと
 おり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

施行に当たっては、水道法、亀岡市水道事業給水条例その他関係法令及び市の指示事項を遵
 守します。

なお、当該工事により設置した施設は、亀岡市に帰属することとします。

記

1	申 請 場 所	亀岡市
2	工 事 名	
3	工 事 の 目 的 (該当項目の□をチェック)	①宅地造成に伴う配水管新設・増径等 □ ②建築物の建築に伴う配水管新設・増径等 □ ③その他 () □
4	給水管引込口径及び引込数	φ × 戸
5	配 水 管 布 設 総 延 長	m
6	着 工 予 定 日	
7	完 了 予 定 日	
8	給 水 希 望 年 月 日	
9	配 水 施 設 等 設 計 業 者	
10	配 水 施 設 等 施 工 業 者	

11	設 計 概 要	既設連絡配水管口径 管種 ϕ 取出配水管口径及び取出方法 管種 ϕ （断水工法、不断水工法） 配水管口径及び布設延長 管種 ϕ × m 管種 ϕ × m 管種 ϕ × m その他附属施設 仕切弁 ϕ × 基 ϕ × 基 消火栓 ϕ × 基 空気弁 ϕ × 基 その他
12	添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 配水施設等設計図書（設計積算書、設計図面） (3) 施工計画書 (4) その他必要書類

発議者		☐ 水道課 ☐ 申請者		発議年月日		令和 年 月 日		
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他						
許可番号及び工事名		水第 号						
申請者 施工業者					工期	令和 年 月 日		
						令和 年 月 日		
(内容)								
処理・回答	水道課	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 します ☐ その他()						
	申請者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 します ☐ その他()						
確認欄			課長	係長	担当	申請者	現場代理人	主任(監理)技術者

完 成 届

年 月 日

龜岡市長

住所

申請者

氏 名

令和 年 月 日付け、水第 号で配水施設等工事施行許可のありました
工事は、令和 年 月 日に下記のとおり完成しましたのでお届けします。

記

工 事 名				
工 事 場 所	亀 岡 市			
出 来 形 概 要	給配水管布設工事			
	配 水 管 布 設	φ	×	m
		φ	×	m
		φ	×	m
	給 水 引 込 その他付属施設	φ	×	ヶ所
工 事 期 間	令和	年	月	日 から
	令和	年	月	日
施 工 業 者	所在地 名 称			

検 査 願

年 月 日

亀岡市長

住 所

申 請 者

氏 名

令和 年 月 日付け、水第 号で配水施設等工事施行許可のありました
下記工事について完成しましたので完成検査をお願いします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	亀 岡 市
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
完 成 年 月 日	令和 年 月 日
検 査 希 望 日	令和 年 月 日

第 8 号様式（第 8 条関係）

配水施設等帰属申出書 年 月 日 (宛先) 亀岡市長 申出者 住 所 氏 名 印 下記の施設については、 年 月 日に竣工検査に合格しましたので、亀岡市への帰属を申し出ます。 記	
所 在 地	亀岡市 (団地)
帰属施設の概要 要	配水管（管種）ダクタイル管 内面エポキシ粉体塗装 1 種管 管径 φ × 管路延長 m 管径 φ × 管路延長 m 管径 φ × 管路延長 m 管径 φ × 管路延長 m (管路延長に内面エポキシ粉体塗装異型管、ソフトシール仕切弁含む) その他付属設備等 消火栓 基 、 空気弁 基 仕切弁 基 その他
帰属に係る誓約事項	1 当該物件の帰属について万一問題が生じた場合は、申出者において解決すること。 2 当該物件の帰属について、一切補償等を要求しないこと。

